一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移

萩原　守

はじめに
一　従來の研究と問題の所在
二　オンボフの事件再説
三　ハルハ四部の副將軍たちの定めた法
四　「ハルハ四部の副將軍たちの定めた法」の持つ意味
五　一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移
おわりに

はじめに

清朝によるモンゴル支配は、理藩院の管轄の下、内モンゴルで二百五十年以上、外モンゴルでも二百年以上の長きにわたっている。しかしこの間の法制支配の實態にはいまだ不明な點が多い。筆者は、先頃モンゴルにおける裁判制度の研究を公にして（拙稿萩原88）清朝による法制支配の徹底ぶりを例證したが、そこでは年代を限定した（一八世紀末以後）いくつかのケーススタディにとどまり、その年代に到るまでの法制の變遷に關しては全く觸れることができなかった。そこで本稿では、一六九一年にハルハ（外モンゴル）が清朝治下に入った後、いつ頃いかなる經緯で清朝の實質的法制支配に組み入れられて行ったのかという問題に關して、モンゴル文の現地史料に依據しつつ、その一端を解明してみたいと思う。

一　從來の研究と問題の所在

清代のモンゴルには、ハルハの王公たちの自ら制定した法を收錄する Qalq-a jirum と、清朝政府の制定したモンゴル統治用の法である清朝蒙古例とが並存していた。近年、兩者ともに研究が進み、かなり詳しい知識が蓄積されつつある。

『ハルハジロム』に關しては、まず二木83によってその構成や成立過程がほぼ明らかにされている。今それを筆者なりに整理してみると、『ハルハジロム』の諸法令の內、主要な大多數の條文は、一六七六年から一七二八年までの閒にハルハのトシェート汗部を中心とする王公らによって制定されたもので、その後かなりたってから他部の者を含む王公たちや活佛の衙門によってごく少數の條文が追加されたとまとめることができる（註(2)參照）。續いて、從來の研究から（例えば Дылыков 65, pp. 10—14. 田山67、八〇頁。二木83、六五頁等）もう一點、『ハルハジロム』の條文の大部分は、ハルハが清朝に歸屬した一六九一年よりも後に制定されたものであるという事實が指摘できる。つまりハルハは、清朝に歸屬した後もなお、既に內モンゴル支配のために成立していた清朝蒙古例[1]を受け入れることなく、獨自の法を制定し續けていたわけである。そしてその後清朝支配の強化とともに、いつ頃からか清朝蒙古例がハルハにも導入されるようになったと考えられる[2]。

一方その蒙古例は、從來判例史料を利用した研究がほとんどなかったため、現實の裁判において適用された實例が確認されていなかったが、萩原88によって、ダシジドの事件（トシェート汗部左翼右末旗で一七八九年に適用）、オンボフの事件（同旗で一七九〇、九一年に適用）、ラマ・ロブサンの事件（チェチェン汗部中左旗で一八三三年に適用）及びザガスター氏紹介（Sagaster 67）の三事件（同部中前旗で一八九〇年頃に適用）において、ハルハでの蒙古例（さらに大清律例）の實效性が確證された[3]（末尾の年表・地圖を參照）。しかしハルハにおいて清朝蒙古例がいつ頃から適用され始めたのかは、なお明らかでない。二木83（七二頁、七四頁註二五）も指摘する通り、Riasanovsky 37 (rpt. pp. 61—63. 原書房版邦譯本、六八～七一頁）や Жалан-аажав

58 (p.102.), Nasunbaljur 63 (p.7.) 等は、一七八九年の『蒙古律例』(Riasanovsky 37 はなぜか『理藩院則例』とする) 公布とともに蒙古例がハルハへ一擧に導入されたように記述しているが、『蒙古律例』にはそれ以前に公布された版本もあるので、あまり説得力を持たない。

以上の諸研究をまとめてみると、問題點は以下のように整理されるであろう。一八世紀のハルハ、特にトシェート汗部を中心にしてその法制の變遷を考えてみると、まず、一八世紀の初め一七二八年までは、『ハルハジロム』中の條文が盛んに制定され續けている。從って、この時期に清朝蒙古例が裁判に適用されていたとは考え難く、ハルハは、少なくともトシェート汗部に關する限りまだ清朝の法制に組み入れられていなかったということができるであろう。一方、一八世紀末のトシェート汗部を見ると、前述の通り一七八九、九〇、九一年に相次いで蒙古例の適用が確認されている。しかもこれらは重案(重い刑罰を伴うと豫想される案件)であったが故に盟長、理藩院を經て皇帝にまで上申されており、裁判の手續き自體も蒙古例の規定に則ったものであった。從って既にこの時期には、トシェート汗部は明らかに清朝による法制支配下に組み入れられていたわけである。

これら從來の研究成果を年表にして並べてみると、一七二八年から一七八九年までの約六十年間が、ハルハの法制史上における大きな空白期間となっていることがわかるであろう。しかもこの空白期間内に『ハルハジロム』の諸法令から清朝蒙古例へと、法律の交代があったと考えざるを得ないことになる。しかしながら、具體的にいつ頃どのような經緯で法律が交代して行ったのかという問題に關しては、從來全く研究がなく、この空白は殘されたままである。そこで、なんとかしてこの重要な空白期間を埋め、それによって『ハルハジロム』の諸法令から清朝蒙古例への推移の様子を探ろうとするのが本稿の目的となるのである。特に、當時の法の中心であった刑法が交代したことの證據となるメルクマール、いいかえれば、推移の具體的な途中經過を示すことができれば、本稿の目的は達成されたといえるであろう。(4)

二　オンボフの事件再説

前記約六十年間の空白を埋めるメルクマールへのヒントが、以前萩原88で扱ったオンボフの事件の中に出て來る。そこで論の展開上、まず最初にこの事件の內容を簡單に振り返り、問題解決への鍵を抽出してみよう。

この事件はウランバートルの國立古文書館所藏のモンゴル文檔案三通（Чимид 58, pp.8—29.）から知られるもので、おおよその經緯は以下の通りである（註(3)、また詳しくは萩原88、九～一三頁も參照）。

ハン・オール盟（＝トシェート汗部）左翼右末旗（末尾の地圖參照）に Наваан（ナワーン）, Ванлуй（ワンドイ）の兄弟が居て、乾隆四九（一七八四）年春に、ナワーンが同旗の台吉（註(15)參照）Энхжаргал（エンフジャルガル）の馬を三頭盜み、それをワンドイが轉賣して借金返濟にあてた。二人はすぐ捕えられ、旗の役所で第一審が始まる。しかし旗長 Уржинжав（ウルジンジャブ）は蒙古例を無視して裁き、かつ上司である盟長への上申も怠った。旗長の判決は「ナワーンの罰を枷一年とし、ワンドイは被害者エンフジャルガルに三・九畜（九頭の家畜三セット）を渡す。」となったが、ワンドイには渡す家畜がなく、代わりに自分の娘 Омбох（オンボフ）と息子と天幕一つを渡すことになった。(5) まもなくオンボフはエンフジャルガルからの捧げ物としてウルジンジャブに渡され、その後乾隆五三～五五（一七八八～九〇）年に、ある男にそそのかされて旗長夫妻に對する殺人未遂事件を繰り返し、五五（一七九〇）年に捕えられた。こちらの事件は旗（第一審）→盟（第二審）→理藩院・庫倫辦事大臣（第三審）→乾隆帝と上申されて行き、第二審で馬泥棒の事件もようやく明るみに出た。盟長（一七九〇年）、理藩院（一七九一年）の擬案では蒙古例と『大清律例』を適用してナワーン、ワンドイ、オンボフを改めて罰したが、さらに理藩院は、蒙古例を無視しかつ上申を怠ったという罪で旗長ウルジンジャブを免職（その後俸祿を削った上で復職）、監督不行屆きの盟長 Сүндэвдорж（スンデブドルジ）についても一年閒俸祿を削るとした。理藩院は、この擬案を上奏して乾隆帝の敕許を得るとともに、不法裁判や上申不履行を戒めるべくその敕をハルハの全旗に通達させた。

事件の經緯は以上の通りであるが、ここで問題にしたいのは、一七八四年の馬泥棒の事件で旗長ウルジンジャプがいったい何に基づいて兄弟を處罰したのかという點である。これについて、オンボフが盟（第二審）で以下のように證言している。

Охин Омбохын өчих нь ... Гурван морь хулгайлсан явдлыг тодорхойлон шүүгээд халхын
娘 オンボフの 證言する には，「… 三頭の 馬を 盗んだ ことを 明らかにして 裁き， ハルハ

дөрвөн аймгийн туслагч жанжин нарын тогтоосон ёсоор лам Наваанын нэгэн жил дөнгө өмсгөөд,
四 部の 副 將軍（6） たちの 定めたのに 従って ラマ・ナワーンをして 一 年間 枷を 着けさせ，

миний эцэг Вандуй, лам Наваанд малгүйн тул, Омбох миний бие жич нэг дүү, бас
私の 父 ワンドイと ラマ・ナワーンに 家畜がない ため，オンボフ 私 自身 さらに 一人の 弟， また

нэг монгол гэрийг бүгд гурван есөн ялд гаргуулан тайж Энхжаргалд олгуулав. ...
一つの モンゴル 天幕を 全て 三 ・九の 罰として 出させて 台吉 ヱンフジャルガルに 得させたのです。…」

（以下、これを史料Aと呼ぶ（7））

また、ナワーンも庫倫辦事大臣の役所で、これと全く同様の證言をしており（8）、この兩證言より、旗長が「くルく四部の副將軍たちの定めた」法を適用して兄弟を處罰したことが確認できる。

では盟長や理藩院は、旗長の依據したというこの法律について、どう理解していたのであろうか。盟長スンデブドルジから理藩院への報告の一部を以下に引用してみよう。

… засаг Үржинжав нар хулгай Наваныг дөрвөн аймгийн туслагч жанжин тогтоосон хууль
… 旗長 ウルジンジャブ たちが 盗人 ナワーンを 四 部の 副 將軍が 定めた 法

ёсоор нэгэн жилийн дөнгө өмсгөсөн явдлыг байцаавал, аль жилд ийнхҮҮ тогтоосон явдлыг
に従って 一 年間の 枷を 着けさせた ことを 調べても，どの 年に このように 定めたのか ということを

байцаан олохгүй болович санавал монгол цаазны бичиг хүлээн авахын урьд тогтоон
調べて つきとめられなかったけれども，考えてみれば， 蒙 古 例を 受け 入れる 以前に 制

шийтгэсэн (нь) мөн зүйл нь зогсоон цаазалбал зохихын тулд, ҮҮний хамтаар тодорхойлон гаргав.
定した この 條文は やめさせ 禁止する べき なので，これと 共に 明らかにして 提出したので

ある。（以下，これを史料Bと呼ぶ）(9)

これによって，旗長が「ハルハ四部の副將軍たちの定めた法」（以下，「副將軍の法」と略稱する）を適用したということは今や疑いようがない。ただ驚いたことに，盟長はこの法律がいつ制定されたどんな條文であったのかを知らなかった。この法律の正體については，理藩院も乾隆帝も，盟長の報告を受けたきり一度も言及していないので，盟長，理藩院，乾隆帝の三者いずれもがこの法律の詳細を知らないまま，ただ「蒙古例を（ハルハが）受け入れる以前に制定した」古い法であるというだけの理由で禁止し，それを適用した旗長を免職させたということになる。また，「どの年にこのように定めたのか」を確認できなかったにもかかわらず，「蒙古例を受け入れる以前に制定した」法であると盟長が簡單に斷定できたのは，すなわち，ハルハが蒙古例を確かに受け入れたと盟長が認識している時期そのものが，この盟長の發言時（一七九〇年）からそう遠くない最近のことであったからだとも考えられよう。いずれにしても「副將軍の法」は，深く追究

されることなく裁判が終わった。そしてこの事件の檔案史料の編者も註を附けず、またこの史料を最初に紹介したボーデン氏も、この法を全く不明であると記すのみで、[10] 追究しなかった。ところが實はこの法こそ、法律交代の重要なメルクマールとなり得るものなのである。

三　ハルハ四部の副將軍たちの定めた法

この法律の正體はいったい何なのか。最初にこれを確定しておこう。

まず、家畜泥棒が枷で罰せられるという點だけに注目してみると、例えば清朝蒙古例にも『ハルハジロム』中の諸法令にも、その種のものが容易に見つかる。[11] ところが蒙古例の規定は、制定年代も枷の期間も旗長による判決に全く一致しない。また『ハルハジロム』中に存在する、「強盗」(ilete qulayai) 犯に一年閉手枷を着けさせるという規定（一七〇九年制定）もトシェート汗部のみで定めた法であり、制定者が「ハルハ四部の副將軍」に一致しない。[12]

一方、制定者に注目して探してみると、『ハルハジロム』の法令の中に第六篇として、ハルハ四部の副將軍らを含む王公たちが乾隆一一（一七四六）年に yeke küriy-e[13] に集まって定めたという條文が一つ存在する（以下、これを「一七四六年の法」と呼ぶ。註(2)參照）。その全文を以下に引用し、「副將軍の法」に一致するかどうか種々の角度から檢討してみよう。

tngri-yin tedkügsen-ü arban nigedüger on jun-u segül sarayin qorin yisün-e jisiyan-u yajar-ača ilegegsen
乾　隆　十　一（1746）年 夏の 末の 月(=六月)の 二十　九日，輪番の 所から[14] 送って來

anu,　tngri-yin tedkügsen-ü arban nigedüger on jun-u dumdadu sarayin arban-dur, jasaγtu
たこと（は以下の通り）。「乾　隆　十　一（1746）年 夏の 中の 月(=五月)の 十日，ザサクト

qan, sečen qan, da-a čin vang dečinǰab, čin vang erinčindorǰi, ①tusalaγči ǰangǰun sidzi, tusalaγči ǰangǰun
汗，セチェン汗，大 親 王 デチンジャブ，親 王 エリンチンドルジ， 副 將軍 世子， 副 將軍

giyün vang, tusalaγči ǰangǰun beyile, tusalaγči ǰangǰun güng tan ekilen, küriyen-ü γaǰar-a čiγulγan
郡 王， 副 將軍 貝勒， 副 將軍 公 殿を 初めとして，フレーの 所で 會盟を

neyilekü-dür toγtaγaγsan anu,,
行なった 際 定めた こと（は以下の通り）。

② aliba ilete qulaγai kigsen kümün-i
『およそ 強 盗を 行なった 人 を

degedü-yin qaγučin čaγaǰan-u yosuγar alaγad, ger mal ba eme keüked selte-yi čöm mal-un eǰen-dür öggüy-e,
皇帝 の 舊 法 に 従って 殺し，天幕 家畜 と 妻 子 共々を 全て 家畜の 主(被害者)に 與えよ
(16)

basa degüü qulaγayiči-ača γurban yisün yala abču mal-un eǰen-dür öggüged, ǰaγun tasiγur ǰančiqu-ača
う。また 從 犯 から 三・九の 罰畜を 取り 家畜の 主 に 與え， 百回 鞭 打つ
(17)

γadan-a, ③kerber yala ülü güičekü bolbasu, ger baraγ-a ba, toγu tulγ-a-yin ǰerge-yin qamuγ yaγuma-yi inu
ほか， もし 罰畜が そろわなければ， 天幕 物品 と 鍋 五德 など の 全ての 物 を

nige yisü-dü boduǰu, keüked-tei kümün-eče, yisün mal-dür nige keüked boduǰu, qoyar yisü-dür qoyar keüked
一・九 に 換算し，子のある 人からは 九 畜 に 一人の 子を 換算し，二・九 に 二人の 子を

boduǰu ögkü-eče γadan-a, qoyar keüked-eče ilegüü bariǰu ülü öggümüi,, ④keüked ügei ere
換算して(取り上げて) 與える ほか， 二人の 子 より 多くは 捕えて 與えない。 子の ない 夫

eme qoyar bolqula, eme-yi inu bariǰu öggüy-e, γaγča bey-e kümün bolqula, mön kü bey-e inu bariǰu öggüy-e,
妻 二人 なら, 妻 を 捕えて 與えよう。一人 身の 人 なら 本 人 を 捕えて 與えよう。

mal ba eme keüked-i öggübečü erke ügei ⑤dutaγsan yala-yin mal bui bolbasu
家畜 と 妻 子 を 與えても どうしても 不足した 罰 畜が ある ならば

degedü-yin čaγaǰa-yin yosuγar, nigen mal-dür qorin tabun tasiγur ǰančiqui-dur ǰaγu-ača buu önggergülüy-e,
皇帝 の 法 に 従って, 一 畜ごとに 二十 五回 鞭 打っ て 百回を 越えさせないとしよう。

eyimü bolqu-daγan maγu yabudal-tu qulaγayiči-nar ǰalqamu kemen toγtaγan kelelčegsen-i
こう なれば 悪い 行ない の 盗人たちも こりる (だろう)』 と 定め 話し合ったことを

temdeglegsen-eče γadan-a, ⑥busud aliba ǰüil-ün kereg-ün učir-i čöm
記錄した ほか, 『他の あらゆる 種類の 案 件 を 全て

degedü-yin čaγaǰa-yin yosuγar dörben ayimaγ nigen adali daγaǰu yabuy-a kemen kelelčebe, , , ,
皇帝 の 法 に 従って 四 部が 一 様に 遵守して 行こう』 と 話し合った。」(ゴビ・ソの轉

寫・和譯文を史料Cと呼ぶ(18)

下線部①を見れば、この條文がクルク四部の副將軍らによって定められたものであることは明らかで、「副將軍の法」にあたると認定するための第一番目の好材料として制定者をあげることができる。

次に制定年の方から考えてみると、清朝政府によってクルクに副將軍職が置かれたのは一七二四年なので(19)、「副將軍の法」の制定は、早くともその一七二四年より後で、かつ遅くとも旗長によって適用された一七八四年よりは前ということ

になる。従って、一七四六年という制定年は、この條件を充分に満たしている。二番目の好材料として制定年の近似もあげてよかろう。

では「一七四六年の法」が『ハルハジロム』に追加收錄されているという點はどうであろうか。「副將軍の法」が、ハルハ四部全ての代表格である副將軍の合議によって定められたものであったということは、たとえ清朝の法制支配下に入った後の一人の盟長がその存在をたまたま知らなかったとしても、少なくとも制定當時のハルハにおいては、その法律がかなりの普遍性と效力を持つものであったことを意味するであろう。そうすると、ハルハでこの時期（一七二四～一七八四年）に制定されたこのような重要性を持つ法が『ハルハジロム』に收錄されるということは、何ら不思議なことではなく、むしろ收錄されていて當然とさえいえるのではあるまいか（註(2)參照）。そう考えて、三番目の好材料として『ハルハジロム』に收錄されていることをあげておきたい。

最後に肝心の規定內容である。「一七四六年の法」で、「強盜」の從犯が三・九畜を被害者に渡すと定められている點（下線②）、そしてもし三・九畜がそろわなければ、從犯の全財物を一・九畜とみなし、さらにその子一人を一・九畜、二人なら二・九畜に換算して被害者に渡させると定めている點（下線③）、以上二點は、この事件のワンドイに對する判決に細部に到るまで實によく一致している。從犯ワンドイは、被害者エンフジャルガルに三・九畜を渡すことになり、家畜がなかったためその代わりとして、結局自分のモンゴル天幕一つと娘、息子一人ずつを差しだしたからである。ただ、「一七四六年の法」では、「強盜」（ilete qulaγai）の首犯（註(17)を參照）は死刑となっており（下線②）、ナワーンが枷一年として罰せられたのと一致しないし、從犯には鞭百回とも定めてある（下線②）のにワンドイにはそれが課せられていない。つまり首犯、從犯ともに實際の判決の方が規定よりも輕いことになる。この相違點を說明するためには、ナワーンは馬を祕密裏に盜んだのであって、決して「一七四六年の法」にいう「強盜」（ilete qulaγai）の概念（註(12)を參照）にそのまま該當するわけではないということを思い浮かべなければならない。つまり、ナワーンは「強盜」ではなくより輕い「竊

盗」の犯人であったがために、旗長によって死刑から枷一年へと減刑され、同時に従犯ワンドイも鞭百回の分を減刑されたと考えることが可能なのである。[20] そう解釋すると、ナワーン、ワンドイの處罰に「一七四六年の法」が適用されたということが充分納得できよう。四番目の好材料として、規定と判決内容の整合があげられるわけである。

以上四點を根據として、旗長ウルジンジャプの適用した「ハルハ四部の副將軍たちの定めた法」とは、『ハルハジロム』の第六篇、つまり一七四六年五月一〇日にハルハ四部の代表たちが制定した法（史料C）にほぼ間違いないといえるであろう。これが本稿の第一番目の結論である。

四　「ハルハ四部の副將軍たちの定めた法」の持つ意味

「一七四六年の法」の條文自體は、島田82、二木83が『ハルハジロム』を検討した際、筆者の扱った馬泥棒の事件での判例とは全く別個の觀點からごく短い言及がなされている。

島田82（四五〇～四五二頁註一）は、『ハルハジロム』における「強盗」の處罰を検討するに際して「一七四六年の法」を田山67の和譯によって引用し（下線⑥部分は引用せず）、條文中の「皇帝の舊法」（下線②）と呼ばれるものが、以下にあげる康熙一三（一六七四）年制定の蒙古例に當たることを正しく指摘している。[21]

…官民人行劫殺人傷人者、不分首從俱斬、妻子家產籍沒。不曾殺人傷人者、爲首二人絞、妻子家產籍沒。爲從者各鞭一百、罰三九。若止一人、鞭一百、籍沒家產、免其妻子。二三人者、以一人爲首、餘爲從。所罰沒俱給失主。[22]

この蒙古例の傍線部分をつなぎあわせてみると、確かに史料Cの下線②の部分にほぼ一致することがわかる。そこで島田氏は、「皇帝の舊法に從って」という文言を含むこの「一七四六年の法」をハルハによる「清朝の立法の確認」であると述べておられる（島田82、四五二頁）。

一方、二木83は、『ハルハジロム』の「バローン・フレー本」（註(2)參照）の構成を検討する際に「一七四六年の法」

に少し觸れ、この法を「清朝の立法の確認」とみる島田氏の前記見解に全面的に贊成した上で、さらに島田氏が引用しなかった條文の最後の部分（史料C下線⑥）にある「他のあらゆる種類の案件を全て皇帝の法に從って四部が一樣に遵守して行こう」という規定について、「ハルハの王公たちが同篇（「一七四六年の法」のこと――萩原）の時點で清の法律の全面的受け入れを決定したことを意味する」と強調している。[23] すなわち島田、二木兩氏ともに、この「一七四六年の法」が蒙古例に依據したものであると認め、さらに二木氏はこの法を、ハルハによる清朝の法制支配下への全面的參入宣言であるとみなしておられるわけである。

この兩氏の見解は、確かに條文の文面を讀む限りでは正しいといえよう。しかし、もしも「一七四六年の法」が蒙古例に全面的に依據しているとするならば、[24] 制定から三十八年後（一七八四年）とはいえこのれっきとした皇帝の法を適用した旗長ウルジンジャプが、なぜ、盟長や理藩院、乾隆帝から「勝手な考えで處罰した（Чимид 58, p.14.）」とか、ほかでもなく「法律（蒙古例）を無視した（Чимид 58, p.28.）」とか彈劾されて免職の敕まで受けたのであろうか。この疑問に答えるためには、兩氏の見解のみでは不充分であるといわざるを得ないであろう。

旗長ウルジンジャプが彈劾され免職させられた理由はいくつかあるのだが、筆者はその一つとして、この「一七四六年の法」そのものが實は制定當時から既に蒙古例に違反していたということがあげられるのではないかと考える。[25] この法の條文が蒙古例に違反する規定をかなり含んでおり、旗長がその部分を適用したために盟長、理藩院、皇帝の三者とも必然的にこの未知の法を〈蒙古例に違反していて清朝とは全く無關係な法〉であると判斷したということである（史料B參照）。さらに筆者はこの法の、「皇帝の舊法に從って」という文言を含む中心的な規定（下線②部分）自體も制定當時から蒙古例に大きく違反していたと考えている。以下、「一七四六年の法」が蒙古例に違反していたというそのことを細かく檢討してみよう。

まず、「一七四六年の法」にある〈被害者へ賠償すべき家畜が從犯になかった時、全ての持ち物を一・九畜に、また子

供一人も一・九畜に各々換算する〉という規定内容（史料Cの下線③）、次いで〈子供がなければ妻を、妻がいなければ本人を捕えて被害者に與える〉という規定内容（下線④）は、そのもとになった康熙一三（一六七四）年の蒙古例には含まれていない。つまり、この部分は皇帝の定めた法ではなく、實はハルハ四部の王公たちが後から勝手に施行細則として附け加えたものなのである。そればかりではない。この下線③と④部分の追加規定は、註(24)で引用した『蒙古律例』の規定、つまり下線⑤の部分が依據した元の蒙古例に眞っ向から違反しているのである。註(24)の蒙古例が、〈凡そ犯人に家畜が不足していて罰畜を渡せないならばその代わりに鞭で罰せよ〉、と定めているのにもかかわらず、ここ（下線③、④、⑤）では〈家畜、財物、子供、妻、本人という優先順位で犯人から取り上げて行き、全て渡してもなおかつ不足する場合にのみ鞭で罰せよ〉としているからである（島田82、八四七、八四八頁註一二參照）。從って旗長ウルジンジャプが從犯ワンドイから天幕や息子、娘を取り上げた行爲も、當然蒙古例に眞っ向から違反したものだったわけで、盟長らが不法裁判であると判斷したのもまた當然だったのである。ワンドイは後に盟長・理藩院の決定で、天幕も息子を買い戻した代償のラクダも返却されている（娘オンボラは殺人未遂犯のため返却されず）が、これで改めてその處置の理由が納得できよう。

續いて、「一七四六年の法」の中心部分が蒙古例に違反していたという根據をあげよう。もう一度下線②を檢討してみると、「皇帝の法（degedü-yin čaraja=degedü-yin čarajan）」という表現が、この條文中で三回、後述の第九篇で一回、『ハルハジロム』全體では合計四回現れるのに對して、ここだけが「皇帝の舊法（degedü-yin qaγučin čarajan）」と表記されていることに氣づく。この點について島田、二木兩氏とも全く觸れておられないが、わざわざ「舊法」と表記するからには、そのもとになった康熙一三年の蒙古例がなんらかの意味で古いものであるという意識が、ハルハ四部の王公たちにあった可能性も考えられよう。そう假定してより新しい蒙古例を探してみると、ちょうど都合良く雍正五（一七二七）年制定の「行劫・殺傷人」に關する新しい蒙古例がみつかる。[26] そうするとハルハ四部の王公たちが「一七四六年の法」を定めた時には、康熙一三（一六七四）年の蒙古例は既に無效であったことになってしまう。島田82（四〇九頁）も、「一七四六

年の法」とは全く無關係な文脈中ではあるが、「雍正五年例の成立に伴って、康熙一三年例はその效力を失い…」とはっきり述べている。この兩蒙古例が相矛盾する內容を含んでいるからである（註(26)參照）。つまりハルハの王公たちは、雍正五年の新しい蒙古例に當然依據すべきであったにもかかわらず、その「新法」を無視し、既に無效であった康熙一三年の蒙古例つまり「舊法」にわざわざ依據したのである。なぜ彼らがそんなことをしたのかは明らかでない。ただ蒙古例が公布のたびにモンゴルの主要な役所に必ず通達されたと考えられることからすれば、ここだけ「舊法」と表記されていることが假に深い意味を持っていなかったとしても、彼らが新しい蒙古例をも知っていたことは確かであろう。さて以上二點にわたって、「一七四六年の法」が蒙古例に違反していることが證明された。これが、本稿の第二番目の結論である。

結局、「一七四六年の法」は、「皇帝の舊法に從って」處罰しようとか、今後「全て皇帝の法に從って」やって行こうとか宣言していながら、その實、ハルハの王公の意圖とはうらはらに、清朝からみれば〈過去の既に無效となった法を藩部の代表たちが獨斷で選定した上に、なおかつ不法な規定へと作り變えた許すべからざる法〉なのであった。この法は、清朝の法をハルハモンゴル人が自己流に解釋・補訂した上で受け入れたものであるから、ハルハ獨自の法でもなく清朝蒙古例そのものでもない、いわば兩者の折衷物であるということができる。さらにいえばこの法は、ハルハ獨自の法から清朝蒙古例へと法律が交代して行く際の、「過渡期の法」であるともいえる。ハルハの代表たちが清朝蒙古例に從う目的で定めたにもかかわらず、彼らがまだ欽定法の持つ嚴格さ——新しく制定された法を獨斷で無視したり、法の規定內容を勝手に變更したりしてはならないということ——を充分に理解しきっていなかったこともあって、結果として蒙古例の浸透を表面上だけにとどめてしまったからである。このように考えてみると、「一七四六年の法」の制定は、第一節で述べた約六十年間の空白を埋める注目すべき出來事ということになろう。この法が、法律交代の途中經過を示しており、これによって、『ハルハジロム』の大部分を占めるハルハ獨自の諸法令から清朝蒙古例へと徐々に法律が變わって行く樣子が確認できるからである。これらの點が本稿の主要な結論となる。

このような「皇帝の法」という言葉を含む條文は、『ハルハジロム』中の法令においてこれ以外にも見出される。第九篇つまり一七二八年に定められた計十一條の條文の第二條（以下、「一七二八年の法」と呼ぶ）がそれである。その内容は、台吉が竊盗を行なった際に皇帝の法に従って罰するというもので、基づいた蒙古例もほぼ推定できる。(27) ただ、ここで重要なことは、「一七四六年の法」が一應制定者の意圖として、全ての犯罪に關して皇帝の法つまり蒙古例に従うと宣言しているのに對して、こちらの「一七二八年の法」は、ただ台吉による竊盗に關してのみ蒙古例に従うとしており、同時に定められたその他計十條の條文が蒙古例に全く無關係な内容となっている點である。従って「一七二八年の法」はごく一部分に限って蒙古例を採用したものに過ぎず、全體としては、「一七四六年の法」よりも、はるかにハルハ獨自の法の色彩が濃いわけである。つまりこの法は、「一七四六年の法」に比して、より早い時期の途中經過を示すものであるといえる。また一七二八年という年は、トシェート汗部を中心にして『ハルハジロム』の主要部分が制定され續けた時期の、最後の年にあたる。従って、この年に初めて蒙古例に準據した條文が現れるのは、決して偶然ではないともいえる。この年が、ハルハ獨自の法から清朝の定めた皇帝の法へと、法律が徐々に推移し始める起點の年ということになるからである。そしてそれ以後、一般の牧民を對象とするハルハ獨自の法が全く制定されなくなる（註(2)參照）のは、それに代わって清朝蒙古例がハルハに導入され始めたからである、という推論が成り立つであろう。

五　一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移

前節までの内容をここにまとめ、一八世紀におけるハルハの法制史を概觀してみよう。

ハルハは、一六九一年に清朝に歸屬した後もなお清朝の實質的な法制支配下には入っておらず、一八世紀の初め一七二八年までは、トシェート汗部を中心にしてハルハ獨自の法が盛んに制定し續けられた。この一七二八年には、蒙古例に準據したことを明言するハルハの條文が初めて一つ出現し、ハルハ獨自の法から清朝蒙古例へのゆるやかな推移がこの頃始

まったことが確認できる。そしてそれと同時に一般牧民に對する獨自の法の制定が途絶える。一七四六年には、全て蒙古例に從うと宣言しつつもなお蒙古例に大きく違反している「過渡期の折衷法」の制定が確認でき、蒙古例が徐々にハルハへ浸透しつつある様子が確認できる。一七八四年には、旗長ウルジンジャブによってその折衷法が實際に適用された。蒙古例そのものは適用されなかったことから、清朝の法制支配がこの段階でもまだ完全には浸透しきっていなかったことがうかがえる。一七八九年には、ウルジンジャプの上申した「ダシジドの事件」で、盟と理藩院による蒙古例・大清律例の適用がはっきりと確認され、續く一七九〇年には、「オンボフの事件」で、盟長スンデブドルジが自ら蒙古例を適用した上で、蒙古例受け入れ以前のハルハの法は禁止すべきであると主張した。ハルハの一王公であるこのスンデブドルジの主張(史料B)は、彼らが清朝の實質的な法制支配下に入ったことの一つの證明とみなすことができよう。一七九一年には、「オンボフの事件」で理藩院が蒙古例・大清律例を適用し、折衷法の適用が暴露されたウルジンジャプが免職させられるとともに、蒙古例と上申制を嚴守せよという意圖で乾隆帝の敕が理藩院によって全ハルハに布告される。

以上、一八世紀初めの一七二八年までの時期を「ハルハ獨自の法の時代」、一八世紀末の一七八九年頃以後の時期を「清朝の法制支配下に完全に入ったと思われる時代」と各々まとめることができる。そして一七二八年から一七八九年までの、約六十年にわたる空白期間は、「一七二八年の法」と「一七四六年の法」の二つによって、おおまかに埋めることができた。この二つの法の分析によって、ハルハ獨自の法から清朝蒙古例への交代は、前述した Riasanovsky 37 (rpt. pp. 61—63. 原書房版邦譯本、六八～七一頁)、Жалан-аажав 58 (p. 102.), Nasunbaljur 63 (p. 7.) 等の說のように一擧に行なわれたわけではなく、逆に約六十年をかけて少しずつ併用されながら推移して行ったことが理解できよう。

ここで、清朝によるハルハの實質的支配の浸透が、法制史以外の面ではどうであったかを知るために、岡88aの、清朝によるハルハの牧地確定權確立過程の研究を要約し比較してみよう。岡88aによると、一六九一年の清朝歸屬後一七五五～五七年のジュンガル滅亡に到るまでの一八世紀前半は、ジュンガルの軍事的脅威のためハルハの領域(=牧地)が頻繁

に移動していた。この時期、牧地確定權への清朝の干渉はほとんどない。一七五八年、ジュンガルの滅亡にともなってハルハの領域（牧地）が西方へ移動・擴大し始めてから、一七八〇～八一年に盟（部）の境界が清朝によって初めて確定されるまでの間は、西方擴大にともなうハルハ内部での牧地爭いが頻發する。この時期、牧地確定權への清朝の干渉が少しずつ始まった。そして一七八二～一八〇五年に旗の境界が清朝の主權で確定された後は、牧地確定權への清朝支配が確立し干渉は全面的となる。

以上の岡88aによる牧地確定權確立過程の研究と本稿の法制支配確立過程の研究とは、結果的にみてほぼ近い結論に達したことになろう。最終的に一七八〇～九〇年代になってようやく實質的な支配が始まったとするならば、ハルハが一六九一年に清朝に歸屬した後も、清朝支配が確立するまでに約百年もの年數がかかっていることになる。(28) 從って一八世紀は、清朝支配のハルハへの浸透の世紀であったともいうことができよう。

おわりに

本稿では、條文制定とその適用例を中心にしてハルハにおける法律の推移を大ざっぱに檢討してみたわけであるが、今後は時代や地域をさらに限定したより細かい法制史の復原が求められるようになろう。筆者の問題關心としては、以前にも書いたように裁判制度や裁判文書の書式の、清朝本土との比較等があるが、それとともに、既に古くから指摘されている庫倫の活佛の領民に對する『ハルハジロム』適用の問題や本稿で扱えなかった『ハルハジロム』中のシャビナルを對象とする新しい年代の條文等も課題としておきたい。

註

●本稿で利用する文獻は、末尾の主要參考文獻にまとめた。言及の際は、著者編者名とその西暦出版年の下二けたのみを記す。

●本稿で利用する主な漢文史料も、末尾にまとめ、依據した版本を示した。言及の際は、史料名と卷數や頁數（葉數）のみを記

す。

（1）蒙古例は既に一六四〇年代から内モンゴルを對象として存在していたらしい。そして清末に到るまで必要に應じて次々と追加・訂正されて行き、それを集成した法典は、時代とともに『蒙古律書』→『蒙古律例』→『理藩院則例』（清末には『理藩部則例』）と名を變えて行った。島田82、一一七～一四九頁による。

（2）『ハルハジロム』には種々の寫本が存在するが、本稿では、條文のほとんど缺けていない「バローン・フレー本」を以って代表させ、引用の際は、校訂テキストの Дылыков 65 を使用する。二木83（六二～六六、七一頁）によると「バローン・フレー本」には、一六七六～一七二八年のトシェート汗部を中心とした多數の條文（成立年代不明の二篇もこれに含まれる可能性が高い）のほかに、一七四六年の四部の王公が共同で制定した條文一つ、それに一七四五～一七七〇年のシャンゾドバ衙門（庫倫の活佛 jibcundamba qutu'tu（ジブツンダンバ・ホトクト）の財政とその領民たるシャビナルを管理する役所）が中心になって制定したシャビナルに關する若干の條文が含まれている。この内、一七四六年の條文は本文第四節で詳述するとして、ここでシャビナルの條文について附言しておきたい。既に知られているように『ハルハジロム』に收錄されている個々の諸法令は、清朝蒙古例の導入に伴っていつ頃からか一般牧民に對する效力を失い、清朝の干渉の少ないジェブツンダンバのシャビナル間での效力のみが殘された（Riasanovsky 37, rpt. pp. 61—63. 原書房版邦譯本、六八～七一頁、Дылыков 65, pp. 12—13. 等參照）。つまり一般牧民用に蒙古例が導入された後も、シャンゾドバ衙門によってシャビナル用に獨自の法がなお制定され續けた可能性は充分ある。從って「バローン・フレー本」の一七四五～一七七〇年の同衙門によるシャビナルの法の制定は、一般牧民への蒙古例導入時期の問題とは無關係で、それを檢討する手がかりにはならないわけである。ちなみに二木氏の結論によると、「一八世紀末あるいは一九世紀初めに、シャンジョドバ衙門が既存の法令、判例を集めて、シャビナルの犯罪、紛爭などを裁く際に依據すべき法令集を編纂し、それに『ハルハ・ジロム』という名稱を與えた」のであった。

（3）前者三事件はいずれも殺人または殺人未遂事件で Чимид 58に收錄されている史料からうかがえるものである。Чимид 58は、ウランバートルの國立古文書館所藏の檔案計十通を事件ごとに四章に分け、キリル文字による轉寫で出版した史料集である。またザガスター氏紹介の三事件は、いずれも旗内で結審された輕微な竊盜案件である。詳しくは萩原88を參照。なお筆者はこれら六事件の裁判文書の全譯を準備中である。

（4）法制の變遷を扱う場合、本來ならば法律のみならず裁判制度の變遷をも視野に入れるべきであるが、清朝蒙古例導入以前の裁判制度に關しては、判例史料が殘っていない（おそらく判例を殘す習慣もなかった）ので實態の考察は不可能に近い。そのためハルハにおける法制の變遷を考察する際には、ここで述べるような個々の法律の制定とその適用例が最大の

手がかりとなる。また『ハルハジロム』の諸法令が規定する實に簡略な裁判制度と清朝蒙古例が規定するかなり嚴密な裁判制度とは全く相異なるものであるため、法律の交代は、卽ち裁判制度を含む法制全體の交代であるとみなすこともできるであろう。

(5) 萩原88、一〇頁では、この時ラクダ一頭をも渡したように記したが、それは息子を買い戻す代金として後から渡したもので、罰そのものとは無關係である。ここに訂正しておく。

(6) 副將軍 tusalaγči jangjun. ハルハ各部(=盟)に一人ずつ置かれた官職。理藩院によって部内の王公から選ばれ、主に軍務を擔當した。その起源や役割の變遷等に關しては、Сонодагва 61, pp. 56—64, 岡88 b、二五頁及び二九頁註二〇等を參照。

(7) Чимид 58, pp. 10—11. 和譯、下線は筆者の附けたもの。

(8) Чимид 58, p. 17.

(9) Чимид 58, p. 15. 和譯、下線は筆者の附けたもの。なお монгол цаазны бичиг が蒙古例にあたることについては、萩原88、一四〜一五頁參照。

(10) Bawden 69, p. 578, n. 25.

(11) 家畜泥棒を枷で罰すると定めた蒙古例は、嘉慶年間まで存在しない。しかも一年という長期間をあてたものはない。島田82、四七三〜四七六頁參照。

(12) 『ハルハジロム』第四篇第一二條。Дылыков 65, p. 156, 29 の校訂テキストと露譯、また田山67、二一八頁の和譯を參照。モンゴル語 ilete qulaγai は、田山67がこの條で譯出し島田82(四五一頁)も支持したように、直譯すれば「公然たる盜み」の意味となる。明清律の盜みの概念には、「竊盜」、「強盜」、「白晝搶奪」の區別があり、荻生徂徠は、「強盜は、夜打・辻切・追はぎのるいなり。……搶奪は、つかみどりなり。強盜との差別は、人多して兇器あるを強盜とし、人少して兇器なきを搶奪とするなり。」と述べている(内田・日原66、三七四〜三七六頁)。ilete qulaγai は、この内、本來後二者の概念を兩方含むと思われるが、後に引用する史料C中の ilete qulaγai は、もとの蒙古例(漢文版)では「行劫」となっており、荻生徂徠によれば、「行劫とは、強盜をすること」(内田・日原66、六二五〜六二六頁)である。また島田82(四五一頁)も同じく「強盜」と譯しているので、ここでもそれらに從っておく。

(13) 庫倫、つまり現ウランバートル市。

(14) 四部の副將軍は、交代でウリヤスタイの定邊左副將軍衙門に駐していたが、これはその輪番(交代)の役所を指すと思われる。Сонодагва 61, pp. 64—68, 岡88 b、二五頁等參照。

(15) 清朝がモンゴル貴族に許した爵位を上から順に汗、親王、郡王、貝勒、貝子、鎭國公、輔國公、台吉、塔布囊と呼ぶ。世子も、例は少ないが同樣の爵位である。

(16) degedü を「皇帝」と譯すべきことは、本稿で述べるように degedü-yin čaγaja が蒙古例にあたることからも明らかである。また從來の翻譯でもほぼ「皇帝」と譯されている。

Дылыков 65, p. 43. 田山67、二三六～二三七頁參照。

(17) degüü qulayiči は、直譯すると「弟（のような立場）である盜人」で、この條文のもととなった蒙古例（第四節で引用する）では、「爲從者」と表記されている。從って滋賀84、三八七～三八八頁にいう「首犯」、「從犯」の、後者の概念にあたるとみなし、「從犯」と譯すことにする。

(18) Дылыков 65, pp. 192—194. のテキスト。田山67、二三六～二三七頁にこの條文の和譯があるが、最後の部分が缺けている上、誤脫が多いので、ここでは筆者の轉寫文・譯文を記した。番號、下線、（ ）、「 」、『 』等の記號も全て筆者が補ったもの。

(19) 岡88b、二五～二八頁及び二九頁註二〇參照。

(20) 註(12)で述べた『ハルハジロム』の條文（一七〇九年、トシェート汗部のみ）では、「強盜」犯を八十回鞭打って一年閒手枷を着けさせると定めている。ナワーンの受けた枷一年だけに關していうなら、「竊盜」である點から旗長が、同じ罪でありながらより罰の輕いこちらの條文を念頭におき、かつ減刑して一年の枷のみを適用したという可能性もあろう。

(21) 註(12)參照。

(22) 康熙『大清會典』卷一四五（理藩院）、一〇葉裏～一一葉表。島田82、四〇九頁も參照。

(23) 二木83、六四頁、七四頁註一五。なお二木83も指摘する通り、この最も重要な最後の部分がなぜか田山67の譯文に缺けている。そのためか島田82はこの部分を引用せず、また何もコメントしていない。二木83、七四頁註一六、田山67、二三六～二三七頁。

(24) 島田、二木兩氏とも全く言及されていないが、下線⑤部分も明らかに蒙古例に依據している。『蒙古律例』卷一二、斷獄の「罰罪牲畜不足者責打」の項（一〇一頁）に

一、凡罰取牲畜、不足一則鞭二十五。不足二則鞭五十。不足三則鞭七十五。不足四數以上牲畜則鞭一百。不許多責。

という條文があり、下線⑤の規定によく一致している。この條文は清朝初期に定められたもので（島田82、八一七～八一九、八三二～八三三、八四七頁による）、道光二四（一八四四）年まで改められていない（島田82、八二六、八四七頁による）から、一七四六年當時も有效なわけで、下線⑤の「皇帝の法」はこれに閒違いない。

(25) 理藩院は、ウルジンジャブを免職にする理由として以下の三點をあげている（Чимид 58, p. 28.）。「法律（蒙古例）を無視し僞って處置した」こと、「全く報告しなかった（上申を怠った）」こと、そして「輕率にも娘オンボフを受け取って召し使った」ことである。本文であげた理由は、この內の一つめの部分に含まれるであろう。また「法律（蒙古例）を無視し」という部分をさらに詳しく檢討すれば次のようになる。「一七四六年の法」が蒙古例に依據していたかどうかという問題とは全く別に、馬泥棒の裁判が行なわれた一七八四年という年自體を考えてみると、當然旗長は乾隆二四（一七五九）年に制定され同四二（一七七七）年に改訂された「偸竊四項牲畜」の當時最新の蒙古例を適用しなければならなかったはずである。ちなみに盟長スンデブドルジは、一

七九〇年の再裁判の時、乾隆五〇（一七八五）年制定の「偸竊四項牲畜」の最新の蒙古例を適用して理藩院の承認を得ている。次に、二つめの理由、上申を怠ったことについてであるが、彼が適用すべきであった乾隆二四年の蒙古例では、馬三頭を盗んだ首犯への罰は湖廣・福建その他への發遣となっている。〈發遣の罰に擬すべき案は理藩院までの上申を必要とする〉と定めた蒙古例は當時まだ成立していなかったが、清朝本土の例でも發遣は刑部までの上申を必要とする（滋賀84、二三～二四頁參照）し、盟長、理藩院共に必ず、ウルジンジャプが上申を怠った點を含めて彈劾している（Чимид 58, pp. 14, 28.）ため、やはり發遣でも上申は求められていたと判斷すべきであろう。一方その後、馬泥棒の不法裁判が發覺する直前の「ダンジドの事件」（一七八九年）では、ウルジンジャプは擬案こそ作成しなかったものの、人命案件の上申を定めた當時の蒙古例の規定通り盟へ上申している。（以上の蒙古例については島田82、四六七～四七二、八六二、八六七頁及び萩原88、三一頁註(24)參照）ただオンボフによる殺人未遂事件を上申した（一七九〇年）のは、彼自身ではなく代理の役人である。第三の理由については、被害者への賠償物に決定した娘を旗長つまり裁定者自身がもらい受けたことが、賄賂あるいは旗長の威信を汚す行爲と判斷されたのであろう。

(26) 參考のために引用しておく。乾隆『大清會典則例』卷一四四（理藩院）、一〇葉裏～一一葉表。

雍正…五（一七二七）年…〇又定。凡官員庶人、夥衆或一二人行刦、致殺人者、不分首從斬梟。傷人已得財者、不分首從斬決。妻子畜產皆籍沒、給付事主。若止傷人未得財者、爲首擬斬監候、畜產給事主。妻子暫寄該旗、俟本犯減等、僉發鄰近盟長、給效力台吉爲奴。爲從盜犯、籍沒畜產、給付事主外、并妻子僉發鄰近盟長、給效力台吉爲奴。〇又定。一人行刦、未至殺傷人者、將本犯妻子畜產、一并解送鄰近盟長、給效力台吉爲奴。如二三人以上、將起意一人擬絞監候。籍沒畜產、給付事主。妻子暫寄該旗、俟本犯減等、僉發鄰近盟長、給效力台吉爲奴。爲從盜犯、妻子畜產、一并解送鄰盟長、給近效力台吉爲奴。

傍線部を見ただけでも、康熙一三年の蒙古例に比して規定がはるかに細かくなっているのがわかる。島田82、四〇九、四一三～四一四頁も參照。

(27) この條文は、以下のような內容である。

(nigen jüil,) tayiji küimün qularai kibesü,, degedü-（一　條）台吉たる人が 盜みを 行なえば、 皇帝

yin čaγaja-yin yosuγar nige qularai kikü-dür inu の　法　に　從って　一度　盜みを　行なった際には

tayiji-yi ebdeged ger mal-i inu keyiskel ügei 台吉の爵位を 剝奪し、その天幕・家畜は 沒收せずに

γurban yisün boda-bar yalalaγad, ulus-tai bolbasu 三　・九　畜　で　罰する。（領）民が居る　なら

ulus-i inu aq-a degü-ner-tür inu abču öggüy-e,, その民を　その兄弟たちに　取って　與えよう。

dakiju qularai kibesü mön kü qaraču
繰り返して 盗みを 行なったならば、 まさに 平
kümün-ü yosuγar yalalaju jasaγlay-a,,,,
民 と 同様に 處 罰しよう。(Дылыков 65,
p.228, 56. また田山67、二五四頁も参照)

ここでいう「皇帝の法」は、康熙五(一六六六)年制定の蒙古例及び、康熙一三(一六七四)年制定の蒙古例にあたるものと思われる。その両者を引用してみよう。

◎凡台吉行竊爲匪、革退台吉職銜、作爲平人。其馬畜取付失主、其屬下家奴撥給伊近支兄弟。……(『蒙古律例』巻六、五五〜五六頁)

◎(康熙一三年)又題准、台吉等親身爲盗者、革去爵級、追取所屬人、免沒家產。(康熙『大清會典』巻一四五(理藩院)、一一葉表)

両蒙古例の傍線部分をつなぎあわせてみると、〈台吉が自ら竊盗を行なったならば、台吉の爵位を剝奪し、その領民は兄弟に與える。家產の沒收は免除する〉という内容になろう。前者で「家畜を取り上げて被害者に渡す」と定め、後者で「家產沒收を免除する」と定めている點は、両者相矛盾するが、成立年代の新しい後者の方を正しく採用している。〈領民を兄弟に與える〉という規定は後者にないが、互いに矛盾はしていない。また竊盗を二度繰り返した場合は、既に一度目の處罰で台吉の爵位が剝奪されているため、自動的に平民と同じ扱いになるわけである。從って『ハルハジロム』第九篇第二條は、三・九畜を課す點を除いて、上記両蒙古例に整合しているのである。引用した両蒙古例については、島田82、五一四〜五一七頁の解說と制定年代推定をも参照されたい。

(28) 清朝支配の浸透が百年もかかったことには、やはりジュンガルの軍事的脅威が關係していると考えざるを得ないであろう。

主要参考文獻

漢文史料

乾隆『大清會典則例』理藩院：京都大學人文科學研究所所藏の内府刊本

康熙『大清會典』理藩院：京都大學人文科學研究所所藏の内府刊本

『蒙古律例』：廣文書局版『蒙古律例』(臺北、一九七二年)

和文文獻

内田智雄・日原利國(校訂)、一九六六・『律例對照定本明律國字解』東京、創文社、八百六十一頁

岡洋樹、一九八八a：「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程——牧地の問題を中心として——」(『史學雜誌』九七—二、一〜三二頁)

岡洋樹、一九八八b：「定邊左副將軍の權限回收問題と「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」」(『史觀』一一九、一六〜二九頁)

滋賀秀三、一九八四：『清代中國の法と裁判』東京、創文社、四

百一頁
島田正郎、一九八二：『清朝蒙古例の研究——東洋法史論集第五——』東京、創文社、九百三十八頁
田山　茂、一九六七：『蒙古法典の研究』東京、日本學術振興會、三百頁
萩原　守、一九八八：「清代モンゴルにおける刑事的裁判の事例——清朝蒙古例、實效性の證明を中心にして——」（『史學雜誌』九七—二、一～三八頁）
二木博史、一九八三：「クルク・ジュムの成立過程について」（『一橋研究』八—一、六〇～七五頁）
歐文・露文・モンゴル文文獻
Bawden, Ch. R., 1969: "The investigation of a case of attempted murder in eighteenth-century Mongolia", *BSOAS* (*Bulletin of the School of Oriental and African Studies*) 32—3, pp. 571—592.
Nasunbaljur, Č. (ed.), 1963: *Qalq-a jirum*, Ulanbatur, 94pp.
Riasanovsky, V. A., 1937: *Fundamental principles of Mongol law*, Tientsin, rpt. 1965, Indiana Univ. 343pp. リャザノフスキー著、青木富太郎譯『蒙古法の基本原理』一九四三年　生活社、一九七五年　原書房　四百五十二頁。
Sagaster, K., 1967: "Zwölf mongolische Strafprozessakten aus der Khalkha-mongolei", *Zentralasiatische Studien* 1, pp. 79—129.
Дылыков, С. Д. (ed.), 1965: *Халха джирум*, Москва, 339pp.
Жалан-аажав, С., 1958: *Халх журам бол Монголын хууль цаазны эртний дурсгалт бичиг*, Улаанбаатар, 115pp.
Ринчен, Б., 1979: *Монгол ард улсын угсаатны судлал хэлний шинжлэлийн атлас*, Улаанбаатар.
Сономдагва, Ц., 1961: *Манжийн захиргаанд байсан үеийн ар Монголын засаг захиргааны зохион байгуулалт* (*1691—1911*), Улаанбаатар, 131pp.
Чимид, Ө., Нинжбадгар, С. (ed), 1958: *Манжийн түрэмгийлэгчдийн үе дэх монголын эмэгтэйчүүдийн дарлагдал* (*1764—1833*), Улаанбаатар, 63pp.

清代モンゴルの法制年表

A.D.	蒙古例の主な集成	A.D.	ハルハ
1600		1600	
内モンゴル清朝治下へ 1636		(1636)	
	蒙古律書(崇德8、1643頃)		
	蒙古律書改訂(康熙6、1667) (康熙13、1674の蒙古例)		
			1676 ハルハジロムの主要な條文
外モンゴル清朝治下へ 1691		(1691)	
1700	1696年の法典(蒙古律書？)	1700	
	(雍正5、1727の蒙古例)		1728 ○「1728年の法」
	蒙古律例(乾隆6、1741)		法律交代期
ジュンガルの滅亡 1757	蒙古律例の條文		○「1746年の法」
			○折衷法の適用(1784)
	蒙古律例(乾隆54、1789)		1789 「ダシジドの事件」で蒙古例適用 1790, 91 「オンボフの事件」で蒙古例適用
1800		1800	
	1814まで		
	(嘉慶)理藩院則例(嘉慶22、1817)		1833 「ラマ・ロプサンの事件」で蒙古例適用
	(道光)理藩院則例(道光23、1843)		
	(光緒)理藩院則例(光緒17、1891)		1890頃 「ザガスター氏紹介の三事件」で蒙古例適用
1900	理藩部則例(〃 34、1908)	1900	
辛亥革命 1911		(1911)	

(島田82、二木83等を参照して作成した)

清代のモンゴル概略圖（外モンゴルは Ринчен 79 の第17圖に依った）

civil officers (for example, Jiangxi provincial governor 巡撫 Zhang Yu-tian 章于天) looked down on them, and I refer to the progress of revolt according to the regions.

So, I point that the Qing dynasty controlled all parts using the power of military officers like Jin, but it excluded their domination in order to build up the power base and realized the real unity.

THE TRANSITION OF LAW IN THE EIGHTEENTH-CENTURY KHALKHA MONGOLIA

HAGIHARA Mamoru

As to the legislation of Khalkha Mongolia (Outer Mongolia) under the reign of the Qing dynasty, the following facts has been known, that is, the fact that they had established laws by themselves before 1728, and the cases of application of the Mongol Code of the Qing government 清朝蒙古例 (the Mongol Code enacted by the Qing government) after 1789. However there are no studies about the legislation of that sixty years, so the change from the original law of Khalkha to the Mongol Code of the Qing government has not been clear at all.

This article fixed that the unidentified law, applied in 1784 to the case of a horse thief in Khalkha, was the one established in 1746 by the royalty of the four parts of Khalkha, and then proved that (on the other hand) the same law was the compromise law interpreted and revised independently by Mongolian from the Mongol Code of the Qing government. And this article discovered that a part of the law of Mongolia, and supported that the change from the original law of Khalkha to the law of Mongolia by the Qing dynasty had progressed gradually during about sixty years, namely, from 1728 through the compromise law of 1746 to 1789. The author considers that this change was not made at once but was made little by little using both laws.